

産業廃棄物収集運搬業許可証

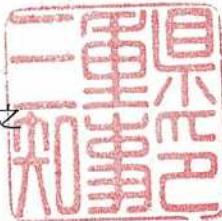
住 所 名古屋市中川区神郷町二丁目17番地
 氏 名 AM工業株式会社
 代表取締役 水谷 光利



優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和6年3月31日
 許可の有効年月日 令和13年3月30日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃酸（水銀含有ばいじん等を含む。）、
 廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、
 金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

廃油、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上11種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年3月31日 新規許可
 令和元年6月3日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

市名 一

許可番号 一

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

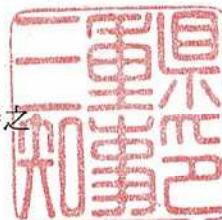
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 名古屋市中川区神郷町二丁目17番地
 氏 名 AM工業株式会社
 代表取締役 水谷 光利



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許 可 の 年 月 日 令和6年3月31日
 許可の有効年月日 令和13年3月30日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

特定有害汚泥(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、アン化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、カラム、シマジン、チオパンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むものに限る。)、特定有害廃油(トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、カラム、シマジン、チオパンカルブ、ベンゼンを含むものに限る。)、引火性廃油、特定有害廃酸(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、アン化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、カラム、シマジン、チオパンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むものに限る。)、腐食性廃酸、特定有害廃アルカリ(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、アン化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、カラム、シマジン、チオパンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むものに限る。)、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物 以上81種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年3月31日 新規許可
 令和元年6月3日 更新許可

5. 積替え許可の有無

市名 一

許可番号 一

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無